

危険物施設定期点検に関するアンケート結果について

令和5年度危険物安全週間事業の一環として実施しました「危険物施設定期点検に関するアンケート」の結果について、次のとおり公表します。

◆アンケート実施目的

- それぞれの事業所等における点検実態把握
- 定期点検の制度理解と重要性の再確認
- 他の事業所等の取り組み状況等の共有と自己の再評価
- 点検の質と付加価値による実施意義の向上

◆アンケート実施方法と回答率

方法	LoGo フォーム(LGWAN 対応の電子申請システム)によるアンケート
対象	定期点検義務違反の施設を有する事業所等 本市危険物安全協会加入事業所等
回答期間	6/1～6/27(26日間)
回答率	62%(回答数 234/依頼数 380)

◆整理分析時の条件とポイント

- ① 危険物の扱い方法により「**製造・加工**」、「**販売・運送**」、「**貯蔵・消費**」の3つに分類
→ 比較する対象の関連性を上げることで、効果的に活用できるよう調整
- ② 比較しやすいようグラフは割合表現を多く用いた
- ③ 値は原則として回答のまま使用

(注1)回答いただいた事業所それぞれの分類先については**公表していません**。

(注2)以下の文中に次のものを用いています。

危政令:「危険物の規制に関する政令」、危規則:「危険物の規制に関する規則」

～ 点検に関する基本的事項と現状の確認 ～

危険物施設(製造所等)を保有する関係者には、その位置、構造及び設備の技術上の基準(消防法第10条第4項)を「**維持する義務**」があります。

また、このうち消防法第14条の3の2により「**定期点検義務**」を有する危険物施設は、危険物の規制に関する政令第8条の5に示されており、これらの施設には、施設を維持する

ために定期的に点検し、その記録を作成し、一定の期間これを保存しなければなりません。

(※点検記録は消防機関への届出の義務はありませんが、消防機関から資料の提出をもとめられることがあります。)

一方、危険物施設の事故は、全国一律に減少をつづける施設数とは裏腹に増加の一途をたどっています。特に施設の高経年化の進行により、流出事故においては「**腐食疲労等劣化**」を原因とする事故件数が突出している状況です。



※R5.5 総務省消防庁発表資料より

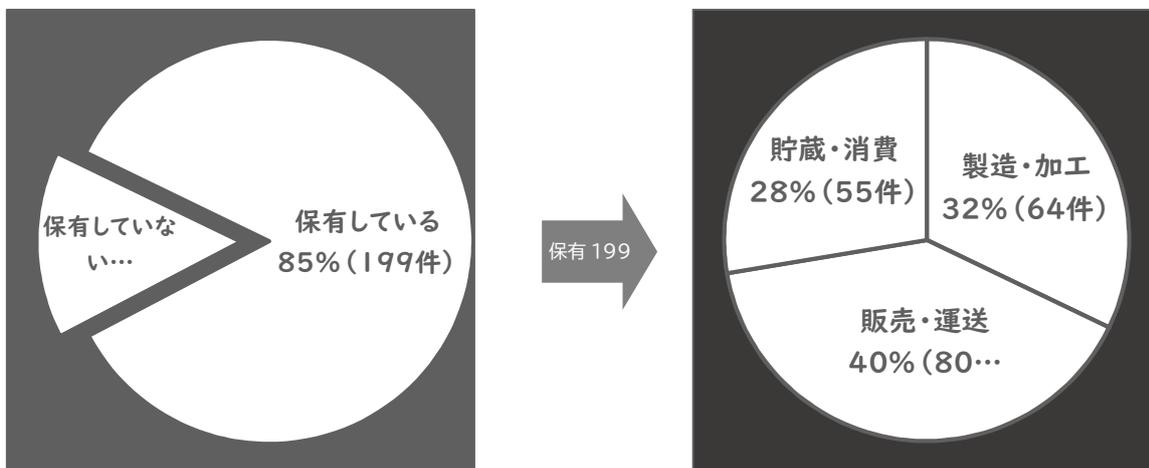
いわき市消防本部では、査察体制の改革など物的要因を起因とする事故対策の強化に取り組み、その一環として「**危険物施設における定期点検**」の適正な実施を推進しています。

～ アンケート結果 ～

1 危険物施設の保有状況

Q1:事業所情報

Q2:危険物施設を保有(管理)していますか？



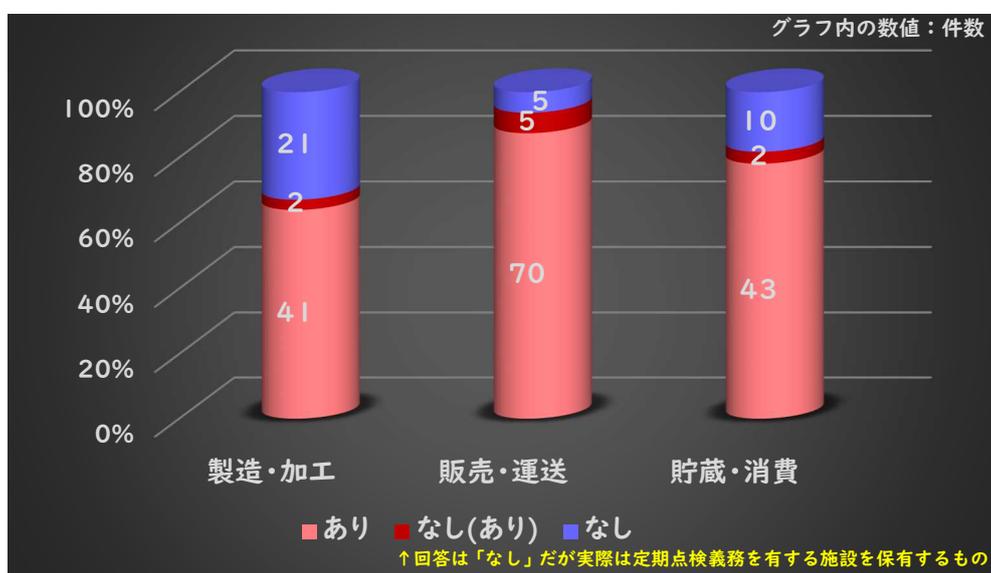
グラフ1 危険物施設保有(管理)割合

分類	主な危険物の扱い	主となる施設例
製造・加工	危険物の製造 危険物を原料とした製品等製造 場内での危険物吹付塗装、洗浄、焼入れ等	製造所 一般取扱所(一部)
販売・運送	灯油の詰め替え販売、給油取扱所での販売 車両による危険物の移送、運搬	移動タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所(詰め替え)
貯蔵・消費	暖房・給湯ボイラー・ 非常用発電による燃料消費 消費のための貯蔵 港湾荷役・危険物保管	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所(ボイラー等) 移送取扱所

上記分類による、危険物施設の保有状況はグラフ1のとおりです。

2 定期点検義務を有する施設の保有状況

Q3:「定期点検義務」を有する危険物施設はありますか？



グラフ2 定期点検義務を有する施設の保有状況

グラフ2は、危険物施設を保有していると回答された事業所(199件)における、定期点検義務を有する施設の保有状況を表したものです。

「あり」回答は全体で77%(154件)ですが、該当施設を保有していても、「点検義務はな

い」と誤って回答されているものが少数認められたため、グラフ2上で「なし(あり)」と修正のうえ再区分しています。その値を加算すると、定期点検義務を有する施設は 82% (163 件)でした。

また、分類別には販売・運送の割合が最も高く、「なし(あり)」回答を含めると 93%(75 件/80 件)になりました。理由として、分類施設のほとんどが移動タンク貯蔵所又は給油取扱所であるためと考えます。(ほぼ条件なく点検の義務を負う施設)

以下に定期点検を実施しなければならない施設を掲載します。

定期点検を実施しなければならない施設(危政令第8条の5)

製造所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 150 以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて※
一般取扱所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの※

※一部除外あり

Q4:危険物地下貯蔵タンク又は地下埋設配管はありますか? →【記載省略】

3 点検の実施状況

Q5:定期的に危険物施設の点検を行っていますか?

定期点検義務ありと回答された(154 件)における、定期的な点検の実施状況は、貯蔵・消費「実施していない」回答1件を除き、「実施している」でした。

Q7:点検を行わない理由を教えてください?

「実施していない」回答1件の理由は、「点検を行わなければならないことを知らなかったため実施していなかった」でした。

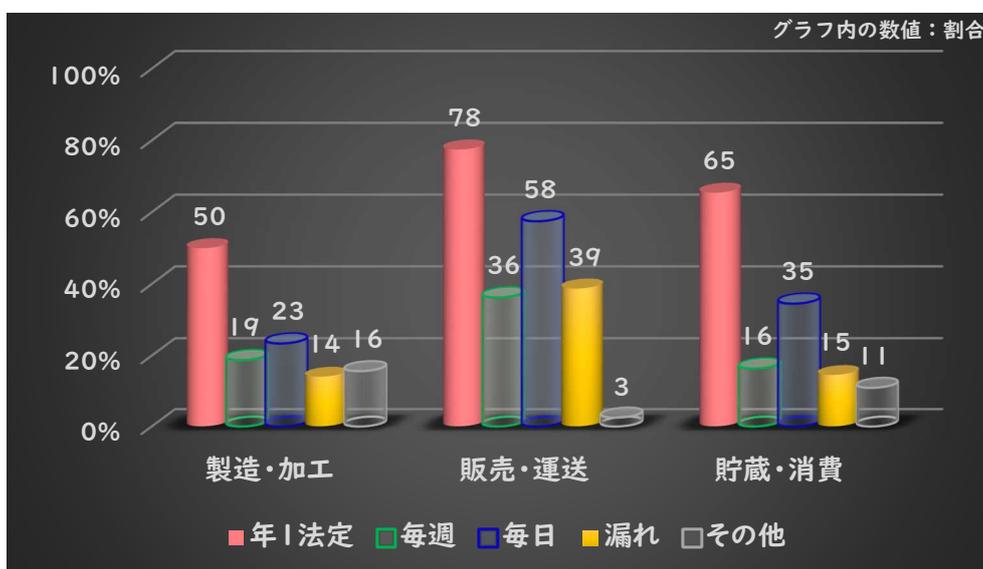
Q8:点検を怠ることが引き起こすリスクについてどう考えますか?

点検を行わないことについて、安全面、法的責任にリスクがあることを示したうえで、「今後は実施している事業所の内容を参考にして実施していく」と回答されています。

4 点検と点検実施状況

Q6:点検頻度と区分はどのようにしていますか？【当てはまるもの全て選択】

点検区分	点検の内容例	法的義務
年1回以上の法定点検	施設全体の技術上の基準適合状況	あり
週1回以上の点検	ボルトの緩み、油染み有無の確認 etc	なし
毎日点検	危険物在庫管理、地下埋設タンク漏えい検知 etc	なし
漏れの点検	ガス加圧等(地下埋設タンク及び配管、移動タンク)	あり



グラフ3 点検内容と点検実施状況 (該当全選択・割合)

グラフ3は、点検義務を有する施設を保有する事業所(154 件)における、点検内容と実施状況を割合で表したものです。

前述のとおり、「定期点検」は技術上の基準を維持するために、製造所等の位置、構造及び設備が、許可時の基準(消防法第10条第4項)に適合しているかを確認するものです。

設問では、上表のとおり点検を区分していますが、このうち法的に義務があるものは年1回以上行うこととされている「法定点検」と、地下埋設タンク又は地下埋設配管並びに移動タンク貯蔵所が行う「漏れの点検」です。

(※ほかにも、特定屋外タンク貯蔵所の内部点検、保安検査があります)

毎週、毎日点検は法的な実施義務のない点検ですが、積極的に行うことで、危険物の漏えいを予防したり、万一漏えい等が発生したとしてもその被害を最小限にとどめたりすることにもつながるため、必要不可欠な点検と言えます。

(※危険物の在庫管理をすること自体に法的義務はありませんが、実施することで既設の地下貯蔵タンクに対する安全対策として扱われたり、漏れの点検の周期を長くしたりする制度があります)

その他の回答として、年2回の法定点検、3ヶ月点検、1か月点検を実施しているとの回答がありました。法定点検は「年1回以上の実施」とされていますので、実施頻度が高いほど維持管理の質は向上するものと考えられます。

また、毎日、毎週、1か月、3か月と点検内容に応じて点検周期を定めて積極的に実施している事業所が多いことがわかりました。

一方で、法定点検の実施割合は、想定に反して大幅に小さいものでした。

回答対象は、「点検義務を有する施設を保有する事業所」であり、法定点検を行わなければ消防法違反です。消防で把握する6月時点の点検違反施設は2.4%でしたが、製造・加工の50%など、回答上は多くの事業所が法定点検を実施していないこととなります。

この理由には、違反未把握施設の存在のほか、法及び制度理解不十分、質問文説明不十分による回答選択の誤りなどが考えられます。

5 定期点検の実施者

Q9:定期点検の実施者について教えてください。【当てはまるもの全て選択】

定期点検は「危険物取扱者」か「危険物施設保安員」が行わなければなりません。なお、危険物取扱者の立会いがあれば資格が無い者であっても点検を行うことができるとされています。

(※地下貯蔵タンク二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻、地下埋設配管、移動貯蔵タンクの漏れの有無を確認する点検については、「点検の方法に関する知識及び技術を有する者」が、泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検については「泡の発砲機構、泡消火剤の性状及び関農の確認等に関する知識及び技能を有するもの」が実施しなければなりません)

免状は甲種、乙種(1類から6類)及び丙種の3種類に区分されます。以下に、それぞれの区分で取り扱うことのできる危険物を示します。

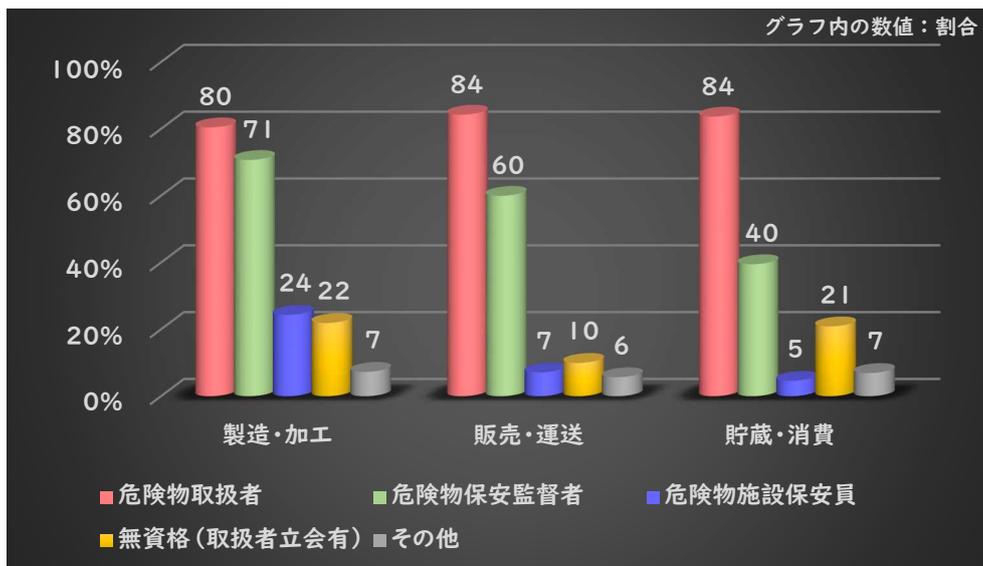
免状区分	危険物取扱者※1		危険物保安監督者※3	危険物施設保安員※4
	取り扱える危険物	立会いできる危険物		
甲種	すべての危険物	すべての危険物	実務経験6か月以上	規程なし
乙種	取得した類の危険物	取得した類の危険物		
丙種	第4類のうち指定された危険物※2	×	×	

※1 危険物取扱者とは、危険物取扱者試験に合格し、危険物取扱者免状の交付をうけたもの。

※2 ガソリン、灯油、軽油、第3石油類(重油、潤滑油及び引火点が130℃以上のものに限る。)、第4石油類及び動植物油類

※3 危険物保安監督者とは、危険物取扱者で、製造所等において6か月以上危険物取扱いの実務経験を有するものから製造所等の所有者等が選任する。選任しなければならない施設は、危政令第31条の2参照。届出必要。

※4 危険物施設保安員とは、危険物保安監督者の下で、製造所等の構造及び設備に係る保安のための業務を行う者。対象となるのは、製造所等のうち指定数量の倍数が100倍以上の施設など(詳細は危政令第36条参照)で、特に必要な資格は定められていないが、危険物施設の構造や設備に詳しい方で、危険物取扱者の資格を有していることが望ましい。届出不要。



グラフ4 定期点検実施者 (該当全選択・割合)

グラフ4は、点検義務を有する施設を保有する事業所(154 件)において、定期点検を行う際の点検実施者を区分別に割合で表したものです。

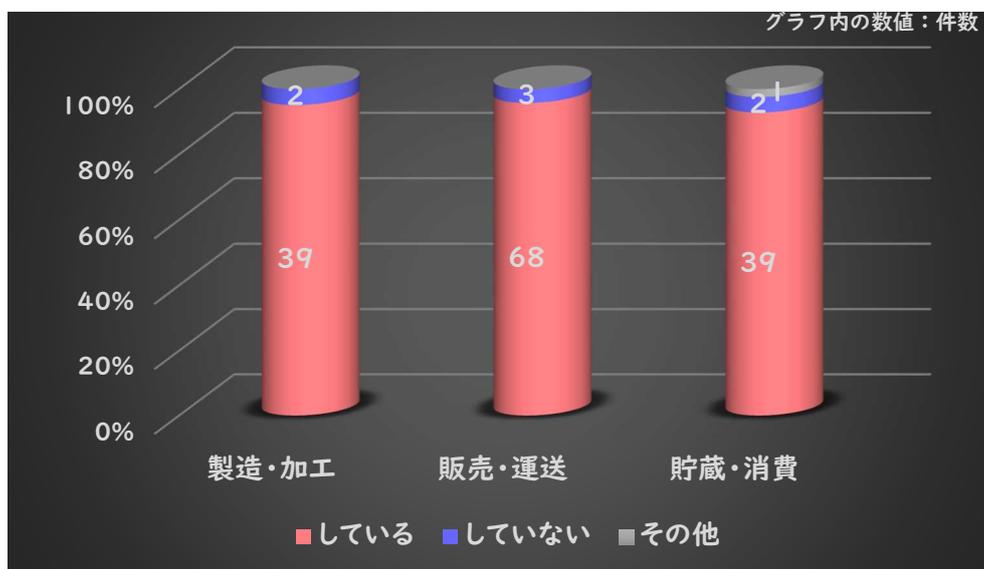
分類ごとに比較すると、危険物取扱者による点検割合は、3者とも概ね80%を示しており、資格者が主体となり点検を実施している状況が伺えます。

一方で、選任義務を有する施設が分類ごとに違うため、危険物保安監督者や危険物施設保安員の値にはばらつきがありますが、一部誤解と考えられるものも含まれていました。(回答上の「販売・運送」において危険物施設保安員の選任義務を有する施設はありません。)

なお、その他の回答は全て、タンクの点検などを外部委託している旨の内容でした。

6 点検の記録と保存

Q10:定期点検結果について適法に記録、保存していますか。



グラフ5 点検記録と保存の実施状況（割合）

グラフ5は、点検を実施していると回答した事業所(153 件)における、点検の記録と保存の実施状況を割合で表したものです。

ほぼ適正な実施状況が認められる一方で、少数とはいえ適正な記録及び保存が行われていない事業所もあるようです。

また、その他の回答には、「今回のアンケートで記録表の保存が必要と知りました」という内容のものがありませんでした。

以下に、定期点検に記録すべき事項と記録保存についてまとめたものを掲載します。

定期点検の記録事項(危規則第 62 条の7)

- ・点検を実施した製造所等の名称
- ・点検の方法及び結果
- ・点検年月日
- ・点検実施者氏名
 - ➡危険物取扱者、危険物施設保安員又は点検に立ち会った危険物取扱者

点検記録の保存(危規則第 62 条の8)

・原則3年間※

・例外

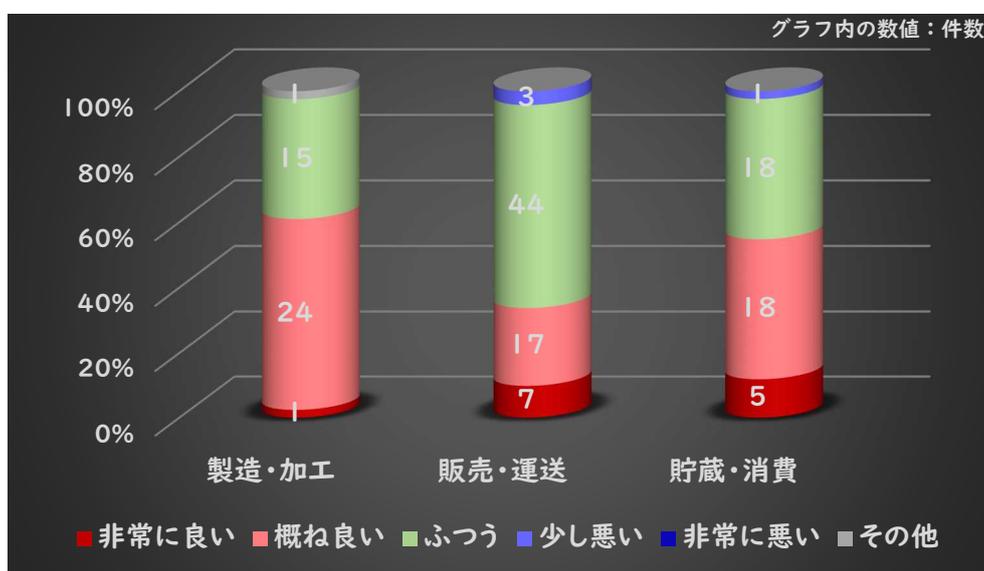
▶移動タンク貯蔵所の漏れの点検 10年間

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検※ 26年又は30年間(点検周期の2倍)

※点検期間の延長が認められた場合はその期間を加えた期間

7 自社(自己)評価

Q11:点検の方法、内容、頻度に対する自社(自己)評価を教えてください。



グラフ6 点検の方法等に対する自社(自己)評価(割合)

グラフ6は、点検を実施していると回答した事業所(153 件)における、点検の方法、点検内容、頻度(実施周期)に対する自社(自己)評価の状況を表したものです。

この質問は、質問内容から自社(自己)の点検実施状況を振り返り、また他社(他者)の回答から見習うべきところや改善点を洗い出すなど、比較することによってもたらされる点検の質の向上を意図して行いました。

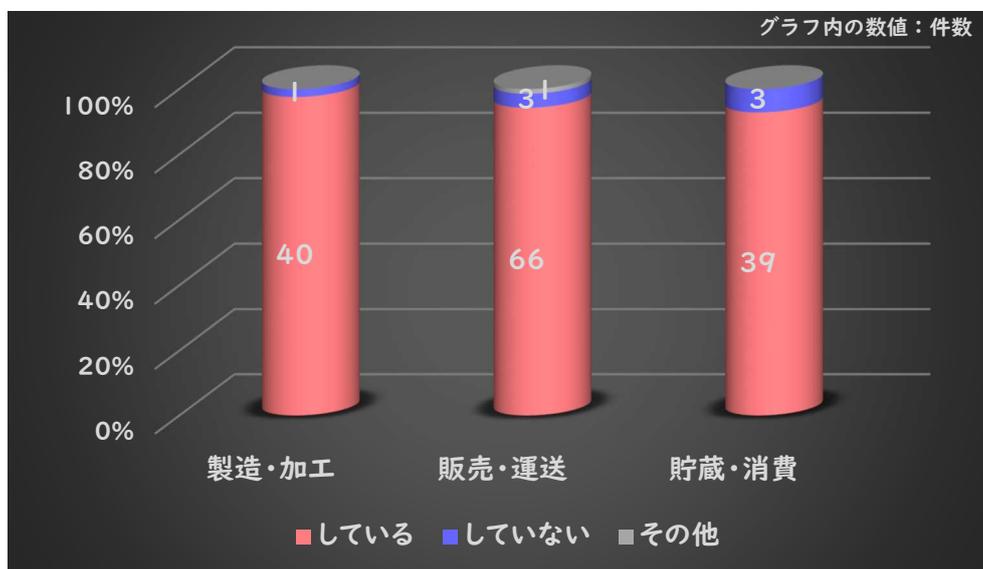
評価の基準や方法を設けていない質問のため分析は困難ですが、評価理由を抜粋して掲載しますので、ほかの事業所における点検の実態、危険物に対する危険性と点検に対する認識や取り組み状況から、自社(自己)で見習える点、共感し改善すべき点などの検討材料としてお役立てください。

非常に良い	概ね良い	ふつう	少し悪い
<ul style="list-style-type: none"> 点検委託者同行で実施している 記録は適切に保管し、ほとんどの項目を2人以上で実施確認している 社員が危険物のプロと高い意識を持ち、有事の被害想定が甚大に大きいことを自覚しながら、日々の点検の中で異常箇所の早期発見に努めている 他部署合同で行う点検を取り入れ、第三者目線の気づきを共有している 	<ul style="list-style-type: none"> 腐食配管を発見して漏えいを未然に防いだ実績があり、重要性を理解した点検が出来ている 点検基準は満たしているものの、老朽化していることが心配 過去の異常歴、修理歴よりこれらを再現させないための要因分析を行い、根本原因改善と予防保全に努めている 問題が発生したことがないから 	<ul style="list-style-type: none"> 法規に則り運用しているが、それ以上ではない 点検頻度や記録について事業所の手順書に沿って実施しており、今まで問題がなかったので特に見直しなどせずに継続している 点検頻度、項目など、本当にこれで良いか不安 定められた点検のみの実施のため普通かと… 他がわからないから 	<ul style="list-style-type: none"> 点検が形骸化し、「ただやれば良い」と捉える社員が見られるため 溝のごみ・草など定期的に清掃していない時がある 社内の過去の実績を見ると点検頻度自体が少なかったため 年1度の点検及び日々の管理のみのため

選択肢のうち、「非常に悪い」は0件、「その他」1件(危険物規制に対する理解不足のため評価しにくい)でした。

8 点検結果の利活用有無

Q12:点検結果を利活用していますか。



グラフ7 点検結果の利活用有無

グラフ7は、点検を実施していると回答した事業所(153件)における、点検結果の利活用の有無を表したものです。

ここでいう「点検結果の利活用」とは、点検の目的である法令基準に適合するよう施設を維持することのほか、それ以外に活用することも含まれています。

例えば一般的な点検では、配管を点検して基準不適合となる腐食せん孔箇所が見つかった場合、点検の結果として腐食箇所及び状況が記録され、修繕ののち、その方法や日時等が書き加えられます。

利活用した場合の一例を挙げると、その結果に交換周期、経年劣化の状況、腐食原因等の分析を加え、「機器の更新基準」の条件に指定することで、「穴が開いたら修繕する」から「穴が開く前に交換する」という、より安全な状態での施設の使用に繋がります。

また、維持管理目線の点検に、作業時間の短縮、転落リスクの軽減等の見方を加えた場合、事務的で形だけの点検から、多角的な視点により点検の質の向上が見込まれ、実施の意義も増すこととなります。

代償として労力、時間及び費用の発生が想定されますが、合理的でかつ見返りも大きいため、利活用している事業所が多い理由の一つと考えます。

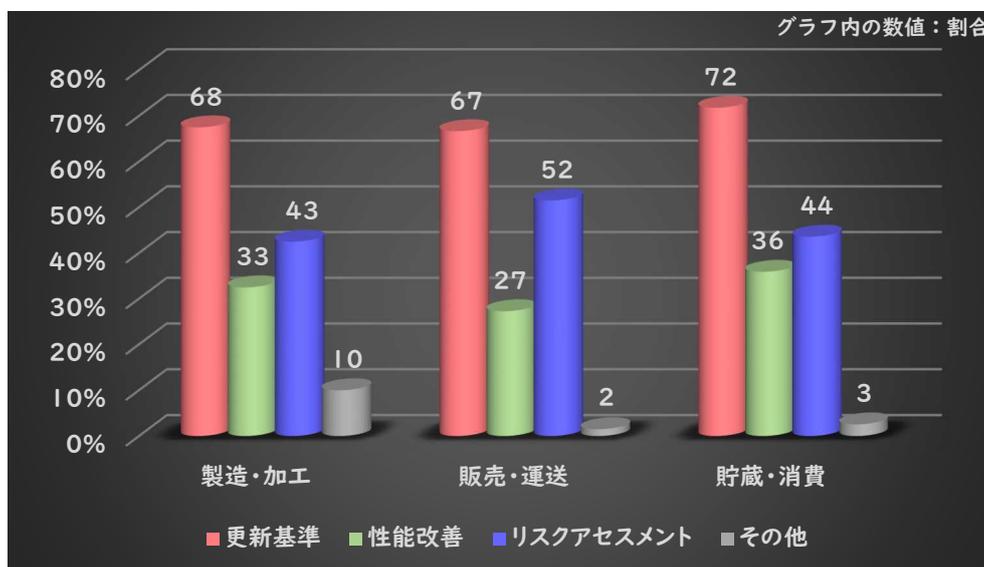
Q14:点検結果を利活用していない(できない)理由を教えてください。

「利活用していない」5%(7件)の理由には次のような項目が挙げられています。(一部)

- ▶どのように利活用するのか不明
- ▶利活用の用途がない
- ▶危険物施設での点検結果など細かな情報が伝わってこない

9 利活用の状況

Q13:利活用の方法を教えてください【当てはまるもの全て選択】



グラフ8 点検結果の利活用方法（割合）

グラフ8は、点検結果を利活用していると回答した事業所(145 件)における、点検結果の利活用方法を区分別に割合で表したものです。

実施率が高いのは、各分類共通して更新基準、リスクアセスメント、性能改善の順で、顕著な差はありません。

ここでいう「リスク」は、危険物事故に直結するもののほか、高所転落、設備の故障から健康被害まで、あらゆるものを想定しています。

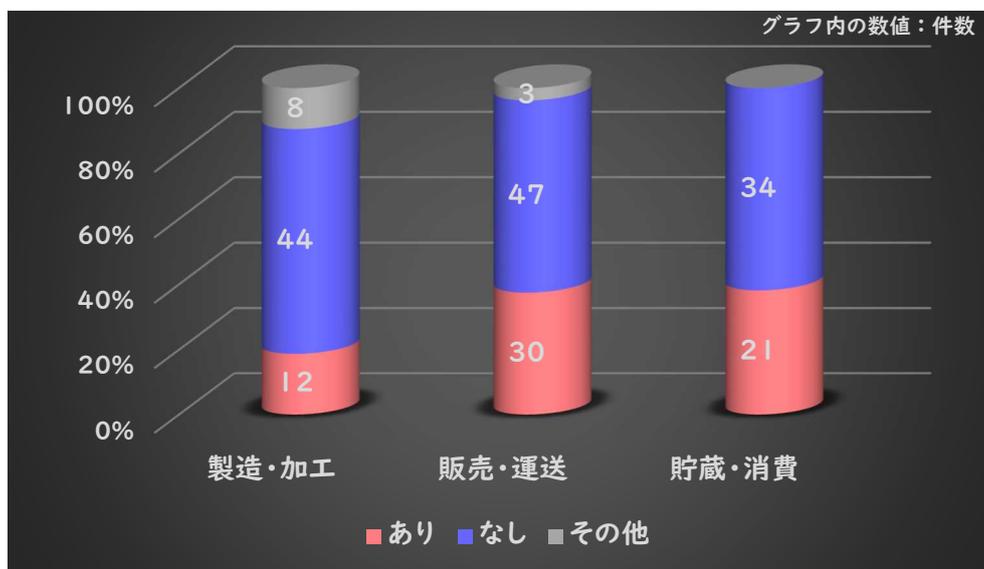
他の事業所の取り組みを参考に、ご自身の職場に合わせた利活用方法をご検討ください。

なお、「その他」の回答4%(6件)には、次のような項目が挙げられています。(一部)

- ▶ 過剰な在庫の処分
- ▶ オーバーホール、臨時メンテナンス実施判断
- ▶ 情報共有

10 危険物設備の設備等更新基準

Q15:危険物施設緒設備、機器等に更新基準は定められていますか。



グラフ9 危険物施設の設備等更新基準の有無

グラフ9は、危険物施設を保有していると回答された事業所(199 件)における、危険物施設の設備、機器等に対する更新基準の指定状況を表したものです。

Q16:更新基準の内容を教えてください。

「あり」32%(63件)の回答の中から更新基準の内容を一部ご紹介します。

- ▶ 自社基準で不具合が出る前に点検及び交換を行い、適切に管理している
- ▶ 破損や機能不全が確認出来た際に交換している
- ▶ 設備、機器等に耐用年数、交換基準がある
- ▶ 移動タンク貯蔵所のため、シャーシとタンクで載せ替えと更新基準がある
- ▶ 耐用年数期限内の更新を原則として、破損等が確認できたときは即更新する
- ▶ 機器ごとの基準が定められており、指定保安検査機関に依頼し検査、更新等適切に管理している

なお、「その他」の回答4%(11件)には、次のような項目が挙げられています。(一部)

- ▶ 一部の設備等により基準を設けている
- ▶ 明確な基準はなく、故障等が生じたときに対応する
- ▶ メーカーで一定期間性能を保証するものはその期間

11 その他のご意見等

- ▶ 制度変更、法改正等があれば、ご案内頂きたい
- ▶ 屋内貯蔵タンクの場合は点検が容易であるが、配管等については簡易な点検手立てがない
- ▶ 自社の点検制度を見直す機会となり、今後の危険物の維持管理についての再認識ができた

12 おわりに

アンケートに回答して下さった皆様をはじめ、危険物を取り扱う事業所等の皆様のご協力により、上記のとおり危険物施設の定期点検に関する新たな洞察と成果を得ることができました。

全国的に危険物施設の高齢化が進む中で、一向に減らない物的要因による事故を防ぐ最善の手段は「**定期点検**」であることは間違いありません。

また、点検はただの手続きではなく、ご自身やそこで働く従業員の命を守る大切な行動です。万一重大かつ深刻な事故を起こし、その理由が怠慢によるものだった場合、施設どころか信用まで失い、事業の継続が困難になるかもしれません。

とはいえ、点検するのもただではありません。限りある時間・予算・労力の中で効率かつ効

果的な点検を行う必要があり、そのためには危険を見抜く鋭い感性と工夫が求められます。

本稿をもとに、定期点検制度について今一度ご確認いただくとともに、ご自身の事業所が行う点検の頻度や方法及び他社や他部署の優れた取り組み等について事業所内で話し合い、効率的で最大の安全が確保できる点検の在り方を模索していただければ幸いです。

安全は全員の責任です。私たち消防はこれからも一切の妥協を許さず、皆様の生命、身体及び財産を守る使命を担っていく所存です。

集計・作成 いわき市消防本部予防課